

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、守谷市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 守谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて守谷市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に掲げる重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を行う。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者
- (2) 茨城県知事の部内の職員のうちから市長が茨城県知事の同意を得て任命する者
- (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が当該所属長の同意を得て任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の職員のうちから市長が当該消防本部の長の同意を得て任命する者
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

6 委員の定数は、35人以内とする。

7 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、守谷市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年9月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月22日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第34号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月21日条例第26号)

この条例は、平成14年2月1日から施行する。

附 則(平成24年12月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。